

請願番号	請願第48号	受理年月日	平成23年2月23日
請願の件名	<p>技能士活用に関する請願</p> <p>(要旨)</p> <p>無資源国日本は、優秀な人材を育成することで産業基盤を築き、世界に冠たる経済国家に成長しました。</p> <p>特に、『ものづくり』における人材育成は、産業分野の拡大に不可欠とされ、国の重要施策として位置づけられてきました。</p> <p>しかしながら近年、技能の習得、継承に翳りが見られるようになり、団塊世代の退職によって優秀な技能者が去る一方で、次代の技能者は育っておりません。</p> <p>その一因に『技能士の存在』が軽んじられている状況が揚げられております。本県に於ける国が認定する技能士は、平成21年度までに特級技能士39名、1級技能士13,847名、単1等級技能士611名、2級技能士16,828名、3級技能士1,783名、延べ33,000名余が本県産業を支えているところであります。</p> <p>ところが最近では公共工事の減少や景気の悪化に伴い、技能士の資格を有していても、その力を発揮できる場がない、活躍する場がないことから、技能士の存在意義が薄れてきております。</p> <p>このことは即ち、技能士不足、技能の低下を招来し、本県の産業発展にも多大な影響を及ぼすものと考えられます。</p> <p>県議会におかれましては、実情ご賢察賜り、次の事項につきまして御高配賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県発注事業では、営繕工事のみならず、その他の工事においても現場に資格を持った技能士の常駐制度を積極的に活用頂くこと。また、現場常駐制度について、元請け業者の指導を徹底して頂くこと。 2 印章などの物品購入等でも、技能士を置く事業所等を配慮頂くこと。 3 県下・市町村にも同様のご指導を頂くこと。 4 学校教育においては、和裁・洋裁等の技能士の活用を図って頂くこと。 5 『技能士』を労働政策としてだけでなく、産業政策として取り組むよう国に要望して頂くこと。 		
紹介議員	<p>十屋 幸平 西村 賢 徳重 忠夫 田口 雄二 井上紀代子 松田 勝則 権藤 梅義 外山 三博 丸山裕次郎 星原 透 横田 照夫</p>		
摘要			